

松戸市学校給食費に関するFAQ



目次

- Q 1 何のために市の予算にしたのですか？
- Q 2 学校給食費はどのように決めているのですか？
- Q 3 1食当たりの給食費はいくらですか？
- Q 4 1年間の学校給食費の額はいくらですか？
- Q 5 いくら払えばいいのか、お知らせは来ますか？
- Q 6 学校給食費の支払方法はどのようになりますか？
- Q 7 口座振替にした場合、振替手数料はかかりますか？
- Q 8 学校に現金で学校給食費を支払ってもいいですか？
- Q 9 学校給食費の支払いは必ず口座振替にしないといけませんか？
- Q10 教材費・校外学習費・PTA会費なども学校給食費と一緒に市が徴収することになるのですか？
- Q11 教材費や校外学習費などの学校へ徴収するものと同一口座でもかまいませんか？
- Q12 子どもが2人以上いるときの口座振替手続きは？
- Q13 口座振替依頼書を失くしてしまいました。どうしたらいいですか？
- Q14 生活保護(または就学援助)を受給している場合の口座振替依頼書の提出は必要ですか？
- Q15 私立学校への入学希望です。現時点では松戸市立の小中学校に入学・進学するかわかりませんが、口座振替依頼書の提出は必要ですか？
- Q16 一度登録した金融機関を変更するにはどうしたらいいですか？
- Q17 残高不足などにより、口座振替が出来なかったらどうすればいいですか？
- Q18 滞納した場合はどうなりますか？
- Q19 納付書はコンビニで使えますか？
- Q20 クレジットカードや LINE Pay などのバーコード決済は利用できますか？
- Q21 経済的に学校給食費を負担することが困難です。どうしたらよいですか？

Q1 何のために市の予算にしたのですか？

A1 学校ごとに徴収・管理している学校給食費を松戸市が収納業務や会計事務を一括で行うことで、目的は以下のとおりです。

- ① 市の予算化することにより会計の公正・透明性を確保する
- ② 学校ごとの給食費の徴収状況に影響されることなく、安定した給食を提供する
- ③ 市の歳入として予算化することで、未納者に対し厳格な対応を行う
- ④ 給食費の徴収管理や未納対応、会計事務等の教職員の業務負担軽減を図る

市の予算化にはこのような効果があります。切り替えにあたって、保護者の皆さまにはお手数をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

Q2 学校給食費はどのように決めているのですか？

A2 月間の給食実施予定回数に1食当たりの単価を掛けて学校給食費(牛乳代含む)を決定しています。

Q3 1食当たりの給食費はいくらですか？

A3 次のとおりです。毎年、保護者の皆さまへお知らせします。

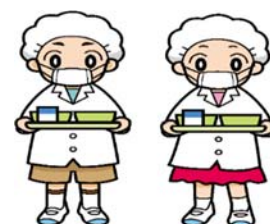
小学校低学年(1・2年生)……200円

小学校中学年(3・4年生)……220円

小学校高学年(5・6年生)……240円

中学校……………310円

牛乳代……………55.24円



※牛乳代は、千葉県が定める飲用牛乳の売渡価格をもとに定めているため、毎年度変更となる場合があります。令和4年度の金額を記載しております。

Q4 1年間の学校給食費の額はいくらですか？

A4 実際の年間学校給食費は、学校給食の実施回数に1食当たりの単価をかけて算出しますので、学校や学年ごとで異なりますが、目安となる年間学校給食費は次のとおりです。(令和4年度の単価・実施基準回数で算出しています)

区分	学校給食費	牛乳代	年間学校給食費【総額】
小学校低学年	37,000 円	10,219 円	47,219 円
小学校中学年	40,700 円		50,919 円
小学校高学年	44,400 円		54,619 円
中学校	52,080 円	9,280 円	61,360 円

Q5 いくら払えばいいのか、お知らせは来ますか？

A5 毎年 5 月頃に、「学校給食費納入通知書」を原則、住民票上のご登録住所へ送付します。納入通知書には、お支払いいただく学校給食費の額や納期限が記載されていますので、そちらでご確認ください。

Q6 学校給食費の支払方法はどちらになりますか？

A6 原則、口座振替となります。便利で安心・確実な口座振替をご利用ください。

「口座振替依頼書」または「Web 口座振替受付サービス」により、口座振替のお手続きをお願いします。口座振替依頼書は、松戸市内に本支店を有する金融機関に対応しています。ご指定いただいた口座は、お子さまが松戸市立の小・中学校に在籍している限り学校給食費支払い用としてご利用いただくことができます。（お子様が小学生の場合、中学校進学時に改めて手続きを行う必要はありません）詳しくは、本市ホームページより確認ください。



Web 口座振替

また、口座振替のスケジュールは下表のとおりです。

口座振替スケジュール					
納期限	6 月末日	7 月末日	8 月末日	10 月末日	11 月末日
給食費	1 期 (4・5 月分)	2 期 (6 月分)	3 期 (7 月分)	4 期 (9 月分)	5 期 (10 月分)
納期限	12 月末日	1 月末日	2 月末日	3 月末日	
給食費	6 期 (11 月分)	7 期 (12 月分)	8 期 (1 月分)	9 期 (2・3 月分)	

Q7 口座振替にした場合、振替手数料はかかりますか？

A7 口座振替手数料は松戸市が負担しますので、保護者の皆さまの負担はありません。

Q8 学校に現金で学校給食費を支払ってもいいですか？

A8 学校で現金の受取りはいたしません。お手数ですが口座振替による納付をお願いします。

Q9 学校給食費の支払いは必ず口座振替にしないといけませんか？

A9 払い忘れを防ぐためや支払いの手間を省くためにも口座振替手続きをお願いします。やむを得ず口座振替によることができない場合は、納付書をお渡ししますので、窓口対応時間内にお支払いください。納付書で納付できる場所は、市内に本支店のある金融機関(『学校給食費の手続きに関する大切なお知らせ』に記載の金融機関)に加え、松戸市役所・支所でも納付可能です。

Q10 教材費・校外学習費・PTA会費なども学校給食費と一緒に市が徴収することになるのですか？

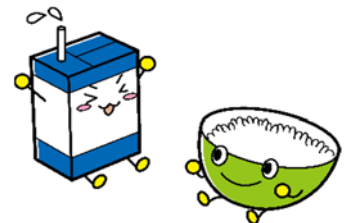
A10 市の予算化となるのは学校給食費のみです。学校給食費以外の徴収については、今まで通り学校で徴収を行います。口座振替の登録もそれぞれ必要です。

Q11 教材費や校外学習費などの学校へ徴収するものと同一口座でもかまいませんか？

A11 同一の口座を学校給食費として指定することも可能です。

Q12 子どもが2人以上いるときの口座振替手続きは？

A12 お子様ごとに口座振替の手続きが必要です。小学校入学予定のお子様がいらっしゃる方は、就学時健康診断の際に手続きをお願いします。



Q13 口座振替依頼書を失くしてしまいました。どうしたらいいですか？

A13 市内の各銀行や各学校に備え付けがあります。また、「Web 口座振替受付サービス」でも、口座振替のお手続きが可能です。

Q14 生活保護(または就学援助)を受給している場合の口座振替依頼書の提出は必要ですか？

A14 生活保護(または就学援助)を受給しているもしくは申請中の方も、所得増加などにより認定状況が変わった場合に備え、口座振替依頼書のご提出をお願いします。ただし、認定期間中の学校給食費は免除となりますので、納付は不要です。

Q15 私立学校への入学希望です。現時点では松戸市立の小中学校に入学・進学するかわかりませんが、口座振替依頼書の提出は必要ですか？

A15 松戸市立小中学校以外に進学や転校を考えている場合でも、口座振替依頼書のご提出をお願いします。

Q16 一度登録した金融機関を変更するにはどうしたらいいですか？

A16 Web 口座振替受付サービスの場合は、新規のお申込みと同様に手続きください。

口座振替依頼書の場合は、変更したい金融機関の窓口で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、新規申込と同様に口座振替の手続きをしてください。

口座変更の手続きが完了するまでに時間を要するため、変更前の口座の残高不足や閉鎖等を理由に口座振替ができなかった場合、納付書により金融機関の窓口でお支払いいただくことがあります。

Q17 残高不足などにより、口座振替が出来なかったらどうすればいいですか？

A17 同一年度内であれば、次の引き落とし日に、引き落としができなかった金額と該当月の金額を合わせて引き落としさせていただきます。

Q18 滞納した場合はどうなりますか？

A18 振替ができなかった場合は、松戸市から督促状を送付します。それでもお支払いいただけない場合や、松戸市からの連絡に応じていただけない場合は、松戸市が裁判所に支払督促等の申し立てを行うなど、法的措置を含めて、厳正に対処させていただきます。

また、滞納が長期に渡ると、本来なら支払う必要のない遅延損害金や裁判手続費用もご負担いただくこととなりますので、納期限内の確実な納付をお願いします。

なお、中学校の場合3か月以上滞納が続いた場合は、給食の予約ができなくなる場合がありますの

で、納期限内の確実な納付をお願いします。

Q19 納付書はコンビニで使えますか？

A19 現在、対応しておりません。納付書の裏側に記載されている金融機関等でお支払いをお願いします。

Q20 クレジットカードや LINE Pay などのバーコード決済は利用できますか？

A20 現在、対応しておりません。

Q21 経済的に学校給食費を負担することが困難です。どうしたらよいですか？

A21 経済的な理由で学校給食費を負担することが困難なご家庭は申請により就学援助の認定を受けられる場合があります。松戸市の就学援助認定を受けた場合、学校給食費は免除となります。申請についての問い合わせや相談は、学校財務課 ☎047-366-7460 にご連絡ください。

【問い合わせ先】

松戸市教育委員会 学校財務課学校給食担当室
〒271-8588 松戸市根本 356 番地 京葉ガスF松戸ビル 4 階
電話 047-366-7463 FAX 047-366-4349
メール mckyuushoku@city.matsudo.chiba.jp